

妙高市内にお住まいの高校生を応援します

妙高市高校生通学定期券購入費補助金

令和6年4月から「保護者の経済的な負担軽減」や「地域公共交通の利用促進」を目的として、高校生が利用する公共交通機関の通学定期券の購入費について、補助します。

対象者…妙高市内に住所を有し、市内から高校等に通学する高校生

補助金額…通学定期券のひと月当たりの購入費のうち、1万円を超過した額の2分の1
(100円未満切捨)

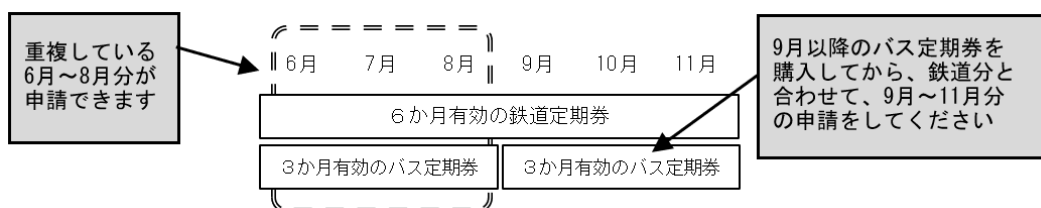
ただし、ひと月当たりの補助金額は2万円を上限とします。

申請方法…市役所窓口での申請か、電子申請システム(R6年4月運用開始予定)で申請してください。

申請時には、学生証と通学定期券のコピー(電子申請の場合は写真)が必要です。

＜補助金申請する際の注意点＞

例えば、鉄道とバスの2つの定期券を購入している場合で、かつそれぞれの有効期間が異なる場合は、重複している月分を申請してください。



申請時期…通学定期券の有効期間の開始日から当該年度末日までの間

(年度末に1年間分をまとめて申請することも可能)

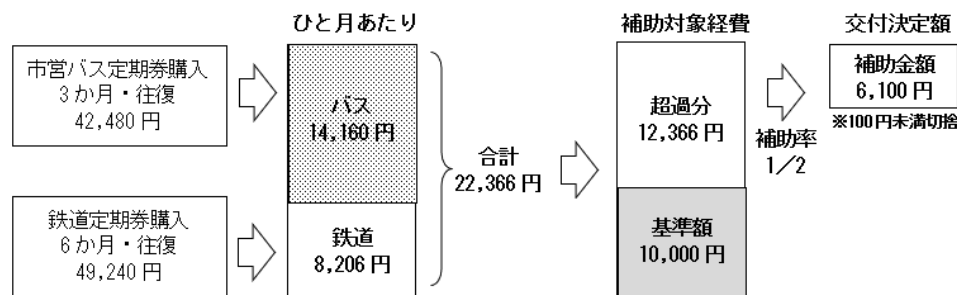
※えちごトキめき鉄道の通学定期券を駅の券売機で更新購入する際は、それまで使用していた通学定期券は回収されてしまいますので、あらかじめコピーを取るなどしてください。

注意事項…

- ・鉄道とバスなど通学定期券が複数枚あるときは、それらを合算して申請してください。
- ・市内NPO法人運行のコミュニティバスで通学している場合は、市環境生活課へご相談ください。(NPO法人から証明してもらうことで通学定期券購入と同等として取扱います)。
- ・通学定期券の解約等で交付要件を満たさなくなった場合は、遅滞なく申し出てください。

ひと月当たりの補助金額の計算例

杉野沢上から妙高高原駅まで市営バスを利用(往復・3か月定期券)し、その後、同駅から高田駅まで鉄道を利用(往復・6か月定期券)して、高田駅周辺の高校に通学した場合



ひと月あたりの購入費の求め方



有効期間が6か月間の場合、購入金額を6で割ります。

例：購入金額49,240円÷6か月＝ひと月当たり8,206円

有効期間の開始日が、その月の15日以前なら当月分とし、16日以後なら翌月分として取り扱ってください。

例：有効期間が4月12日～7月11日なら、4～6月分
有効期間が4月17日～7月16日なら、5～7月分

問合せ：妙高市役所 環境生活課 生活・交通グループ 電話 0255-74-0032